センター利用許可申込書

記入日：　　　　　年　　　月　　　日

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| まつぼっくりカード番号 |  |  |  |  | ― |  |  |  |  |
| 登録名 |  | | | | | | | | | |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 利用日 | 年　　　　　月　　　　　　日（　　） | | | 延べ利用人数（観客含む） | 人 |
| 案内版記入名 |  | | | | |
| 入場料 | 有　・　無 | 連絡責任者 | （℡） | | |
| 物販 | 有　・　無 | 利用者区分 | 高校生以下　・　一般　・　70歳以上　・　　障がい者 | | |
| キャンセル限界日は利用日の10日前です。 | | | キャンセル限界日を過ぎると予約の取消・変更が出来なくなります。 | | |

まつぼっくりカードがない方は、ご記入ください

|  |  |
| --- | --- |
| 団体名 |  |
| 氏名（代表者） |  |
| 住所 | 〒 |
| 電話番号 |  |

ご利用される区分に〇をご記入ください

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ホール | 定員 | 午前 9～12 | 12～13 | 午後13～17 | 17～18 | 夜間18～21：30 |
| 492 |  |  |  |  |  |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 利用施設 | 定員 | 利用時間 9:00～21:00 | 延長 ～21：30  ～21：30 | 備考 |
| 体育館 | 2,000・  460席（2F） | 時～　　　　　時  （バスケ・バレー・バドミントン・卓球） |  | ラインテープ有・無 |
| 全面 ・ A面・ B面 |
| 会議室 | 16 | 時～　　　　　時 |  |  |
| 第１研修室 | 54 | 時～　　　　　時 |  | 仕切る  ・  仕切らない |
| 第２研修室 | 30 | 時～　　　　　時 |  |
| 第３研修室 | 30 | 時～　　　　　時 |  |  |
| 第１和室 | 25 | 時～　　　　　時 |  |  |
| 第2和室 | 25 | 時～　　　　　時 |  |  |
| 視聴覚室 | 7 | 時～　　　　　時 |  |  |
| 控室 | 18 | 時～　　　　　時 |  | 仕切る  ・  仕切らない |
| 体育指導室 | 18 | 時～　　　　　時 |  |
| 軽運動室 |  | 時～　　　　　時 |  |  |

請求書がご必要な方は、ご記入ください

請求書名

　　　　　　　　　　　　　様

郵送先

　〒

　　　　　　　　　　　　　様

付帯設備の詳細につきましては、可美公園総合センターパンフレットをご参照ください

1.利用に当たり、次のいずれかに該当する場合は、利用の許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復を命じることがあります。

（１）浜松市都市公園条例に違反する行為があった場合（２）可美公園管理者が、管理、運営上支障があると認めた場合（３）偽りその他不正な手段により許可を受けた場合

2.利用を許可された場合であっても、災害時の避難所設置、選挙事務（投開票等）等、緊急性、公益性がある場合には、優先利用の許可を受けた者へ連絡をさせていただく場合があります。

3.都市公園条例抜粋(行為の制限)第3条　都市公園において次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(1)物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。(2)業として写真撮影、映画撮影、テレビジョン撮影その他これらに類する行為をすること。

(3)興行を行うこと。(4)都市公園の全部又は一部を独占して、展示会、

博覧会、競技会、集会その他これらに類する催しを行うこと。